

2021年度 公共工事の諸課題に関する意見交換会 (北陸地方整備局)

日 時：2022年3月10日(木) 13:30～

場 所：白山会館 2階 「大明」

<北陸地方整備局の出席者>

企画部長	松浦 利之		
統括防災官	山田 幸男	技術調整管理官	吉田 英治
技術開発調整官	姫野 芳範	建設業適正契約推進官	松原 真一
河川情報管理官	中谷 正勝	道路情報管理官	松永 和彦
官庁施設管理官	小岩井康臣	技術管理課長	増田 純夫
建設専門官	北出 一雅		(敬称略)



■冒頭挨拶

(北陸地方整備局：松浦企画部長)

ただいま紹介いただきました、北陸地方整備局企画部長の松浦です。よろしく願いいたします。本日は年度末のご多忙の中、日本建設業連合会北陸支部の岡田支部長をはじめ、幹部の皆様にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

まず、常日頃から、北陸地方整備局の工事等で大変お世話になっており、改めてお礼申し上げます。

新潟県内は、蔓延防止等重点措置が先般解除され、この様に一堂に会して意見交換が行えることを大変うれしく思っているところです。WEB会議では、意思疎通や、間の取り方なども難しく、意見交換がなかなかスムーズにいかない部分もあつたりしますので、こうやって対面できることを有難く思っている次第です。

また、未だコロナ禍にはありますが、先般、本省の吉岡技監から、民間との会議における資料を見せてもらいましたが、その資料の中では、野菜や魚などの物流の地域ごとのシェア

割りはそのなには変わっておらず、吉岡技監も言われておりましたが、建設業の皆様も正にエッセンシャルワーカーとしての仕事をしていただき、コロナ禍で経済活動が低下している中でも、基礎的なところの経済活動というのは維持されており、非常に建設業界の力といったところを教えていただいたと思っております。

特に、北陸では、今年は過去5年、10年の平均から見ると1.5倍程度の雪が降っているという状況であり、高速では一部区間で通行止めとなったということもありましたが、大きな通行止め等もなく、一昨年前のような大規模な滞留ということもありませんでした。これも建設業界の皆様のおかげと思っております。整備局長も言っておりますけれども、皆様には究極のエッセンシャルワーカーとしてご尽力いただき、感謝を申し上げるところです。

予算につきましては、すでにご案内のとおりですが、先般衆議院を通過し、現在、参議院で審議がなされているところであり、正にこれからということかと思えます。金額等につきましては、政府方針が年末に閣議決定され、その中で北陸地方整備局に必要な予算をしっかりといただき、来年度以降の仕事につなげていくということで頑張っております。

最近の動きでは、年末に令和3年度の補正予算が成立し、北陸地方整備局管内では、直轄で617億、補助の予算で744億の計1,361億の予算規模となっております。北陸地方整備局管内では、当初予算の3分の1くらいの規模の予算が付き、非常に勢いがつく予算配分だったと思っております。特に今回の補正予算では、事業円滑化国債が設定され、これまでの補正予算は単年度の予算の執行ということで、ともすれば小規模な工事に偏る部分もありましたが、しっかりと国債枠を取り、複数年にわたる事業が可能になりましたので、そういった面では制度的にもいろいろと改善が進んできていると思っております。いろいろな面で足りないところがあれば、皆様からもご意見を頂けると幸いです。計画的な予算の執行ということで発注作業をさせていただいておりますので、皆様のご協力をいただきたいと思います。

最近の話題としては、やはり一番大きいのが賃金の引き上げかと思っております。総理の方針でこれから経済の好循環を進めて行くという中で、やはり賃金を上げていかなければいけないことを言われており、既にご案内のとおりですけれども、大企業では3パーセント、中小企業では1.5パーセントということになっています。建設業の皆様がこういった賃上げを表明していただくと、総合評価で加点していくということです。また、労務単価が調査結果により、10年連続の引き上げとなるとともに、一般管理費の率も改定されているところ。合わせて、低入札価格調査基準の改定も行われており、矢継ぎ早にいろいろな制度改正、単価の見直しなどが行われているところですので、こういったことも踏まえて、対応して頂ければと思っております。

コロナ禍ということだけではないですが、働き方改革も引き続き、頑張っていかなければならず、担い手確保については言うまでもありませんけれど、最近、本省のほうでも新3Kに加えて、新4Kというような言い方をしており、加えたKを整備局としては意識していきたいと思っていますところ。今後もICTの活用や工事の平準化にしっかり取り組んでいきたいと思っています。特にコロナということがトリガーになりましたけれども、遠隔臨場やWeb会議といった仕事の効率化に資するものもやりながら、お互いに効率化を図つことができれば良いと思っています。

これらの施策については、これまでもいろいろ議論をさせていただいておりますけれども、今後もさらに加速度的に推進していきたいと思っておりますので、本日の意見交換などの場を通じて、様々な議論をし、課題が抽出できれば幸いに思います。本日は忌憚のないご意見を頂ければと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。簡単であります。挨拶とさせていただきます。



(日本建設業連合会北陸支部：岡田支部長)

日建連北陸支部長の岡田でございます。本日は、意見交換会の開催に当たりまして、年度末を控えた大変お忙しい中、松浦企画部長様をはじめ、各部から幹部の皆様にご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

また、日頃から、北陸地方建設事業推進協議会等を通じ、官民相互の連携と建設事業の効率的な推進にご尽力いただきまして誠に有難うございます。

加えて、今般の10年連続での公共工事設計労務単価引き上げ、並びに、一般管理費率の引き上げなどにつきましても、中長期的な視点に立った担い手確保につながるものと受け止めており、建設業界といたしまして感謝申し上げます。

12月20日に2021年度補正予算が成立し、『防災・減災、国土強靱化の推進など安全・

安心の確保』のための予算が計上されたところです。また、2022年度当初予算につきましても、2月22日に衆議院を通過し、現在、参議院において審議中ではありますが、補正予算と併せて『防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策』が進められることとなっております。私ども建設業界といたしましても切れ目のない公共事業執行に引き続き確実に対応して参る所存です。

整備局様におかれましては、引き続き、安定的かつ持続的な公共事業予算の確保・拡大にご尽力いただきますようお願いいたします。

北陸地整管内では、これまでも大きな自然災害に見舞われてきており、昨年8月には長野県内で記録的な大雨による堤防の欠損、また、令和元年10月の台風19号では信濃川水系の千曲川での破堤、信濃川中流域の堤防越水などにより広範囲な住宅浸水など、大きな被害が発生したところです。

国民の皆様が、安全で安心して生活ができる社会の基盤整備と災害に強い地域づくりを推進していただきますよう、強くお願いいたしますとともに、我々建設業界といたしましても、激甚化・頻発化する気象災害への対応や、国民の暮らしと経済を支える社会基盤の整備、維持・管理に資する事業活動を通しまして、力を尽くす所存でございます。

私ども日建連におきましても、政府による積極的な施策のもと、建設事業の着実な遂行に加え、「働き方改革」と「生産性向上」を強力に推進し、担い手の世代交代に確固たる道筋をつける必要に迫られている状況にあります。このため、日建連では、引き続き、「週休二日の実現」と「建設キャリアアップシステムの普及・推進」を事業計画における2大事業と位置づけ、業界の命運をかけて取り組んでいるところでございます。

週休二日の実現につきまして、整備局様におかれましては、全ての工事において「週休2日発注者指定方式」にてご発注いただくとともに、閉所困難工事においても交代制モデル工事に取り組んでいただいているところです。日建連といたしましても、様々な場を通じて、民間発注工事を含め、広く理解を求めていく所存ですので、整備局様におかれましては、一層のご協力・ご支援をお願い申し上げます。

建設キャリアアップシステムにつきましても、日建連では、国土交通省様から示していただいております「2023年度からのあらゆる工事での建設キャリアアップシステム完全実施」に向けて取り組みを進めてまいります。引き続き、建設キャリアアップシステムの普及・推進に向けて一層のご協力をいただきますようお願いいたします。

整備局様には、新型コロナウイルスを契機とした非接触・リモート型の働き方の転換や、生産性向上等に資する、データとデジタル技術を活用したインフラ分野のDXを進めていただいているところですが、建設現場への導入の普及・促進は、作業の効率化に直結するもの

であり、ひいては現場の生産性向上を高めるとともに、入職希望者に対して「魅力ある建設現場」をアピールできるものと考えております。

工事施工の円滑化におきましても、4点セットの周知徹底をはじめ、「工事・事業情報共有部会」や「工程調整部会」等の各種部会の開催により、現場での受発注者間のコミュニケーションが十分に図られることが何よりも重要なことと考えておりますので、引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

本日は、あらかじめ提出させていただきました、幾つかのテーマについて意見を述べさせていただきます、忌憚のない意見の交換を通じて、意義のある意見交換会とさせていただきたいと思ひます。はなはだ簡単ではございますが、開催にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。本日は、よろしくお願ひ申し上げます。

■中長期的な公共事業予算の確保について

（日本建設業連合会北陸支部）

昨年12月24日には2022年度の政府予算案が閣議決定されたところですが、公共事業費では、令和3年度から令和7年度までの5年間で、追加的に必要となる事業規模を政府全体で概ね15兆円を目途として、重点的かつ集中的に対策を講ずることとし、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が進められております。

北陸地整管内でも概ね前年度水準で確保されるものと思ひますが、今年度補正予算額及び22年度当初予算額の確保が一層の社会資本整備に向けたものとなりますよう、また、今年度内に成立し、新年度早々に執行できますよう期待しているところです。

今年度も昨年度から引き続きコロナ禍にあり、いまだ収束が見通せない状況が続き、経済活動に多大な影響を生じさせております。こうした中においても、デジタルトランスフォーメーション（DX）の普及やカーボンニュートラルの実現など、経済構造や環境対策の世界的な変化に的確に対応して、ポストコロナの時代における経済の好循環を加速・拡大させるためには、社会資本の戦略的な整備が不可欠であります。

私どもの建設業界におきましても、建設事業の着実な遂行に加え、「働き方改革」と「生産性向上」を強力に推進しているところです。

そのため、日建連では、引き続き「週休二日の実現」と「建設キャリアアップシステムの普及・推進」を2021年度事業計画における2大事業と位置づけて取り組んでいるところです。

我が国が少子高齢化社会を迎えている中で、特に建設業界の担い手確保に向けては、日建連の「週休二日実現行動計画」を踏まえて、4週8閉所を実現するよう、不退転の決意で取

り組んでおります。目標の達成までには様々な課題が残されておりますが、北陸地方整備局様におかれましても、引き続き、現場における週休二日の取り組みに一層のご協力・ご支援をお願い申し上げます。

北陸地域経済の活性化と雇用を支える基幹産業として建設業が担う役割は大変大きいところがございます。本格化しております大河津分水路の抜本的な改修、日沿道のミッシングリンクの解消、利賀ダム建設などに続きます、新たな大型プロジェクト等による中長期的な社会資本整備計画の策定を業界としましても期待しているところであります。

防災・減災につきましては、近い将来、南海トラフ巨大地震や首都直下地震などの発生が想定されておりますが、発災時の日本海側からの支援ルート或いは太平洋側からの代替物流ルートなどの列島横断的な高規格道路によるネットワークの整備・拡充は、迅速な災害支援体制や国民生活に欠かせない安定的な物流の確保を図る観点からも、大変重要と考えております。

これらを踏まえまして、北陸地方整備局には、将来に向けた社会資本整備と地域経済に配慮した基盤整備を着実に推進していただきますよう、引き続き安定的かつ持続的な公共事業予算の確保をお願いいたします。

ポイントとしては、安定的かつ持続的な公共事業予算の確保、それと「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」予算の確保の二つをお願いするものです。

(北陸地方整備局)

予算の確保については、先程も申し上げましたとおり、補正予算なども活用しながら頑張っていきたいと思っております。

少しテクニカルな話になりますけれども、事業円滑化国債の制度の概要はご案内のとおりですが、年割りの話しなど、いろいろ工夫が入っている予算になっていますので、来年度もしっかり補正予算を確保し、キャッシュの部分の埋めていかないと、支払いベースが遅れるということになりかねませんので、そういう面では、皆様からも様々な声を上げていただきたいと思いますと思っております。

事業については、補正予算などを活用しながら、先ほどお話があった大河津分水路や朝日温海道路、利賀ダムなどの工事をしっかり進めていきたいと思っておりますので、ご協力をお願いします。

持続可能な予算確保ということについては、先ほどお話した、賃金の3パーセント引き上げということを持続的に行っていこうとしたときには、必然的な結論になると思っておりますが、今、資材などの単価や燃料単価も上がっており、その中で、賃金を上げていこうとすると、公共事業予算がそれなりに増えないと、これは持続可能にはならないと思っております。例え

ば、予算がそんなに増えず、材料単価や燃料単価が上がって、人件費もさらに3パーセント引き上げられるということになると、結局、発注量が減らないと帳尻が合わないこととなります。ゼロサムのような形ではなく、やはりパイが増えていかないと、これらの対応もできないということが、多分にあると思いますので、今回、労務単価の見直しや一般管理費率の改定なども行いましたが、本当に会社経営上において、燃料の高騰などのいろいろなことを飲み込んで賃金が増やせる持続可能な仕組みにするためには、公共事業予算はどうあるべきかというところは、やはり民間サイドにおいても、いろいろと声を出していただけると有難いと思っています。今、経済好循環という言い方をしておりますけれども、やはり我々とすれば、より安全安心な国土をつくっていくとか、競争力を確保した地域をつくっていくということが本来の目的であり、そのための担い手確保だと思っています。パイが増えないと会社数が減り、担い手が減り、その結果、残った人の賃金は上がりましたというような形になっても、これは我々が思い描く姿とは少し違う世界だと思っていますので、目標の立て方の違いをご理解いただきながら、また、令和5年度以降の予算や国土強靱化の予算においても、いろいろなお声がけを頂ければ幸いです。よろしくお願いいたします。

(日本建設業連合会北陸支部)

5か年加速化対策の15兆円の事業に関しまして、当初予算での確保は難しい中、事業円滑化国債というものを設定していただいたことによって、複数年にわたる事業が可能となると理解しているのですが、このように円滑に事業を執行することができるということは、我々にとっては大変ありがたいことだと思っております。我々も公共事業の執行にしっかりと対応してまいりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

参考までに北陸地方整備局の補正予算の中で、こういった事業円滑化国債の規模は、どのくらいなのかを教えてくださいたいと思います。

(北陸地方整備局)

具体の数字は持ってきておりませんが、本省と議論していると、働き方改革、担い手確保の観点もあるのですが、平準化ということが非常に大きな課題になっており、これからも平準化に資する国債などの予算を柔軟に活用していこうという意識であることは間違いありません。そのウェイトが出るかどうか分かりませんが、平準化のために国債を組んでいくという発想があるということは、ご理解いただければと思います。



■入札・契約制度について

（日本建設業連合会北陸支部）

今年度の会員会社のアンケート調査の結果について、一例をご紹介します。段階選抜方式については、一次選抜業者数や選抜条件の改定を行いながら、発注者・受注者の双方の負担軽減を目的として試行されています。

会員会社のアンケートでは、8割がその目的を理解しているものの、その中の4割が選抜条件の見直しを要望している結果となっており、令和3年度からは技術提案の一部を選抜条件に加える入札方式も試行されたところです。

次に、アンケート調査の結果を踏まえて、以下の項目についてご検討をいただくようお願いいたします。

1. 土木技術者の育成について

土木技術者の年齢構成に偏りが見られ、高齢化の進展とともに次世代を担う若手技術者の人数は相対的に減少しています。また、全国の各地方整備局が段階選抜方式を採用していることから、若手技術者の監理技術者への登用も進んでいない状況です。

現行の専任指導者制度は、「入札参加申請から開札までの長期間、配置予定技術者2名が拘束される」、「若手技術者は、過去5年間の8地方整備局の工事で主任（監理）技術者、現場代理人として契約工期の1/2以上の施工経験があること」等の制約により会員会社では活用が推進していません。また、2021年度のWTO対象工事3件中、2件では試行されていません。これらを踏まえ、若手技術者への技術の伝承を促すような、専任指導者制度の更なる改定をお願いいたします。

以上の結果を踏まえての要望事項ですが、例えば東北地方整備局では、入札手続き時の監理技術者は契約時に専任指導者へ変更し、施工経験を満たす若手技術者を新たに監理技術者として専任できる方式としていると伺っていますので、その様な方式のご検討をお願いいた

します。

2. 一括審査方式について

複数工事の発注に際し、1つの参加申請で入札参加が可能であり、発注者・受注者の業務負担が軽減されます。しかし、WTO 案件では過去に1回しか適用されていない現状です。技術提案の作成業務が軽減される、申請する配置予定技術者が1名になる、複数の会社が受注できる、といった観点から一括審査方式の適用の積極的な推進を望みます。

3. その他の意見・要望

8 地方整備局において北陸地方整備局のみが昨年度まで実施していた配置予定技術者ヒアリングは、令和3年度の公告資料では「実施する場合がある」とされ、実施されない状況となりました。また、技術提案では、オーバースペック抑制の資料が公告時に配布もされたところですが。入札方式が改善されている中で、「提案履行費用の縮減」や「発注時期の平準化」などの意見も出ています。

そのため特に技術提案項目の検討、具体的には提案内容や提案範囲のさらなる絞り込みや、WTO 案件の公告時期の平準化などを望んでおり、今後の新たな入札方式については、会員も強い関心を抱いているところです。

(北陸地方整備局)

「土木技術者の育成」については、入札手続きの際の監理技術者を契約時に専任指導者に変更してもらいたいというお話しなのですが、監理技術者の途中交代は、やむを得ない理由（死亡、傷病、出産、育児、退職等）でのみ可能であり、基本的に『契約後』の交代は建設業法に抵触すると考えており、少し問題があります。ご提案いただいている契約時ということであれば、既に先行してやっている事例もありますし、本部のほうでも話題になっているお話であると思っています。本案件については、全国で議論しているところであり、議論を踏まえ、前向きな方向に検討して参ります。

「一括審査方式の適用拡大」については、一括審査方式は、工事の目的や内容、技術力審査・評価の項目や求める施工計画又は技術提案のテーマが同一であり、かつ施工地域が近接する2以上の工事において、提出を求める技術資料の内容を同一のものとしています。北陸の場合はWTO 発注件数が少ないことや、似通ったものが少ないことから、技術提案が多岐に渡るWTO 案件については、適用は困難と考えます。また、複数会社が受注できるのは、北陸だけの話だと思うので、そこは今まで通りの形で進んでいくと思っています。

「技術提案項目」については、その年、その年で、昨年と提案の中身やテーマを変えていくのが基本であり、そういうことを進めながらやっていきたいと思っています。技術提案項

目のさらなる絞り込みや、WTO 案件の公告時の平準化の話がありましたが、まず「技術提案項目の検討」については、今、WTO の政府調達協定の対象工事のものについては、統一的な考え方ということで議論しているところです。それがある程度、決まってから、技術提案項目についてもお互いの負担が軽くなるように進めていくことになるということです。

「WTO 案件の公告時期の平準化」については、先ほど来から申し上げているように、北陸の場合は、WTO 案件自体が少ないということ、WTO 案件自体が一つ一つの大きな事業であり、各々の1案件ずつの施工計画がある中で、慎重にならざるを得ないということをご理解いただきたいということが一つあります。また、整備局単位での平準化に無理があれば、全国的な平準化というものも議論したらどうかということで、全国で議論しているところです。各整備局で大きな事業を抱えている中で、全国的な平準化の横並びというのはなかなか難しいという意見もありますが、年間の公告日や契約日の分布を具体的に分析したうえで、できるところからやっつけようという動きでいるということをご理解を頂ければと思います。

(日本建設業連合会北陸支部)

土木技術者の育成についてご検討いただけているということでしたが、私どもの周りを見ましても、技術者の高齢化がだいぶ進んでおりますので、ぜひ前向きにご検討いただければと思います。

■工事施工の円滑化・設計変更について

(日本建設業連合会北陸支部)

工事施工の円滑化4点セット「条件明示の手引き」、「設計図書の照査ガイドライン」、「工事一時中止に係るガイドライン」、「設計変更ガイドライン」及び「工事施工の円滑化に関する各種部会」の展開・活用状況とともに、「設計変更の現状」、「適切な工期設定・工期変更」について、昨年度と同様に日建連北陸支部の会員各社へのアンケートを実施し、42件の工事から回答がありました。その結果の概要をご報告するとともに、この結果を反映した要望事項・見解を取り纏めましたので、ご確認ください。

(工事施工の円滑化について)

- 1) 工事施工の円滑化4項目とも、ほぼ全ての工事で周知されています。「周知はあるが活用なし」との回答が、項目により異なりますが全体の約5～10%の工事からありましたが、その割合は年々減少しています。
- 2) 発注者・設計者・受注者間の情報共有を図るための「施工条件確認部会」、「照査結果検討部会」、「設計変更等検討部会」は昨年度の40～60%から向上し、約70%の工事

で開催されています。しかし、「工事・事業情報共有部会」は昨年度の約20%から若干向上しましたが約30%の工事でしか開催されていません。

ポイントとして、

①「工事施工の円滑化に関する各種部会」の開催については、受注者側からの発議も積極的に行い、工事施工の円滑化を図るよう日建連としても会員各社に周知を図っていきます。

②改正建設業法の施行に伴い中央建設業審議会により策定された「工期に関する基準」等に基づく、民間工事における適正な工事発注、施工の円滑化の推進について、民間発注者等への指導強化を引続きお願いいたします。

(設計変更の現状について)

- 1) 設計変更の前提となる「現地・施工条件の明示」は、昨年度は約75%の工事で「十分に条件明示があった」との回答でしたが、今年度は約60%に低下しています。自由意見では、「現地条件の不整合」、「施工手順と設計図面の不整合」がある等の回答がありました。
- 2) 「設計変更の口頭での指示」は昨年度の約15%（8件）から約2%（1件）まで減少しており、「概算金額の提示」も約35%の工事で実施されています。また、「概算金額の提示」の試行工事は11件ありましたが、内1件からは「試行工事であったが概算金額の提示なし」との回答がありました。設計変更の書面での指示はほぼ浸透しております。「試行工事ではないが概算金額の提示あり」との回答も5件の工事から報告されており、概算金額の提示の推進にも取り組んでいただいています。
- 3) 工事・請負代金の変更協議は昨年度と同様に約90%の工事から「十分に行った」との回答があり、受発注者間の変更協議は適切に実施いただいています。
- 4) 「設計図書の訂正・変更」については、「無償での訂正・変更を指示された」との回答が昨年度と同様、約25%の工事からありました。発注者の責務として「設計図書の訂正・変更」が実施されたとの回答も、昨年度と同様で約50%となりました。
- 5) 「各種スライド変更の適用」は、適用条項を満たさなかった場合を除き、適切に適用されているとの回答が100%でした。また、約50%の工事からスライド条項の適用があったとの回答がありました。

ポイントとして、

①「現地・施工条件の明示」については、事前の十分な調査、設計照査をお願いいたします。

②全工事での設計変更時における概算金額提示の制度化をお願いいたします。

③発注者の責務としての「設計図書の訂正・変更」の指導強化をお願いいたします。

④変更時期が遅れるとの意見が5件の工事からありました。設計変更は適切な時期に文書で指示、過度な時間をかけずに実施することをご指導お願いいたします。

(適切な工期設定、工期変更について)

1) 標準工程の開示は約70%の工事で行われていますが、その内容には、「着工可能時期が正しく設定されていなかった」、「作業工程算出の根拠に不備があった」、「施工方法が現場条件・施工条件と整合していなかった」等の意見が全体の60%程度の工事から報告されています。

2) 「工期変更が適切に行われていなかった」との回答は約5% (2件) の工事からありましたが、約80%の工事からは「工期変更が適切に実施された」、「工期変更が不要だった」、「工期変更を協議中である」との回答がありました。

3) 工期変更の要因としては、「隣接工区との調整・対外協議の不備」、「歩掛が適切でない」、「設定工期がそもそも厳しい」、「冬期積雪による休止を考慮していない」等の意見がありました。

ポイントとして、

①標準工期の開示、適切な工期変更協議は進んでいますが、標準工程の内容については不備があるとの意見も多くあります。標準工期の設定には適切な現場条件、対外的な協議状況、気象条件を適切に反映いただくようお願いいたします。

(北陸地方整備局)

「工事の円滑化」については、「工事施工の円滑化に関する各種部会」の開催ということで、大変貴重なアンケート結果も提示していただき、有難うございます。毎年、実施している、していないの部分が合わせられてきている部分もありまして、今年度は、各業団体からのご指摘も踏まえ、新たに「工事円滑化推進会議の開催要否確認チェックシート」を作成し、開催状況と副所長の出席状況を確認しています。途中段階ですが、第3四半期の集計結果では、受発注者合意のうえ開催しなかったものを除き、開催が進んでおり、引き続き、令和3年度の集計を進め事務所を指導してまいります。今日、お配りしています配付資料に第3四半期(12月)末までの本年度の状況を確認しておりますので、ご覧になっていただければと思います。

(北陸地方整備局)

「民間発注者等への指導強化」については、建設業における働き方改革推進のため、改正建設業法第19条の5に基づき「著しく短い工期による請負契約の締結」が禁止されたほか、中央建設業審議会(中建審)において「工期に関する基準」が策定され、その実施が勧告され

たところ。この基準は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である、とされています。

「著しく短い工期による請負契約を締結した」と判断された場合には、許可行政庁は、建設業法第19条の6に基づき発注者に対する勧告を行うことができるほか、勧告を受けた発注者とその勧告に従わないときは、その旨を公表することができることとなったところです。この基準については、既に中建審から公共発注者、建設業団体、民間発注者団体等あてに周知されているところです。今年度、民間工事での週休2日の確保状況等についての実態調査をし、好事例集の作成等を通じて、周知・啓発を行う予定と聞いております。北陸地方整備局としましても、2024年度からの時間外労働の上限規制の適用を見据え、今後も関係機関・団体との会議や講習会等、様々な機会を捉え周知に取り組んで参ります。

（北陸地方整備局）

「現地・施工条件の明示についての事前の十分な調査、設計照査」については、土木工事設計図書の照査ガイドライン(案)や土木工事条件明示の手引き(案)の策定、工事発注前の工事設計審査・施工条件検討部会の開催など、手引き等のツールはそろっているものの、実態として十分に内容を理解し実践されていない可能性がありますので、引き続き指導を徹底してまいります。色々な場面でご意見をお聞かせいただければと思っております。

「設計変更時における概算金額の提示」については、平成31年3月28日付けの土木工事設計変更ガイドライン(案)において、一部変更指示における概算額の明示が追加されています。さらに、その実効性を高めるため令和2年4月8日に「一部変更指示書における概算金額明示の実施について」を通知しているところです。未だ概算金額の提示が実施されていない事務所があれば、具体的に教えていただき、完全実施に向け事務所指導を徹底したいと考えております。

「発注者の責務としての設計図書の訂正・変更」については、「土木工事設計図書の照査ガイドライン(案)R2.4」にも示すとおり、設計図書の照査の範囲を超えると考えられる、設計図書の照査項目及び内容以外の照査や設計図書の照査を行った結果生じた計画の見直し、図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査の実施等は、発注者の責任または費用負担が必要な内容と明記しています。引き続き、当ガイドラインの適用が徹底されるよう、事務所を指導してまいります。

「設計変更の適切な時期での文書指示、過度な時間をかけずに実施」については、土木工事は、当初発注時点では予見できない事態が発生しやすいという特徴があるため、受注者・発注者は、双方がその事態に備え、前提条件を明確にして設計変更を円滑に行う必要があります。

ます。北陸地方整備局では、「土木工事設計変更ガイドライン(案)R2.4」を策定し、工事の施工段階で契約書の条件変更等に該当するなどして、その内容が変更になる場合は速やかに契約変更する事を明記する一方、やむを得ない事情により契約変更を行うことが出来ない場合は、発注者が受注者に指示書等により指示することとしています。引き続き、当ガイドラインの適用が徹底されるよう、事務所を指導してまいります。

「適切な現場条件、対外的な協議状況、気象条件を適切に反映した工期設定」については、北陸地方整備局では、令和2年度から「工期設定支援システムで作成した工事工程表」と「発注者側で記載した条件明示チェックリスト」を入札公告時に開示する取り組みを開始しています。条件明示チェックリストにおいて、影響を受ける工事の有無、関連機関等との協議状況等の特記仕様書への記載と併せ確認可能となっており、さらに用地、安全対策、工事支障物などの課題の有無や解決時期などの施工条件も明示しています。新たに、令和4年度から適用する工種毎の雨休率についても、最新のデータによる見直しを検討しており、気象条件等を適切に反映した工期設定が可能になると考えており、引き続き改善を図って参ります。

(日本建設業連合会北陸支部)

一点、最初の趣旨説明の中で補足をさせていただきますと、設計変更は適切な時期に文書で指示、過度な時間をかけずに実施ということをお話させていただきましたけれども、昨今、現場での下請けへの支払いなどもタイムリーに支払えという話がより厳しくなっている実情があります。かなり以前の話になりますが、設計変更が認められたら、これは払うよといったやり方もやっていたのですが、今はタイミングが外れたときにそういう支払いをすると、利益供与と見なされるということもあり、タイムリーに概算で変更ということを示していただけないと、下請けへの支払いがなかなかできないという実情もあることから、これについてはぜひ、適切な時期に概算金額の提示も含めて変更していただくよう、よろしく願いいたします。

全体的な話としては、10年以上前の話になりますが、国土交通省発注のダム工事の所長などをやっていた当時は、三者会議、概算金額の提示の試行が始まったくらいのタイミングでしたので、こうやってアンケート結果を見ていると、100%に向けて近づいていると感じたところではあります。

今年度、私は契約積算・技術委員長を仰せつかっており、自治体や高速道路、JRと意見交換を行っておりますが、やはり整備局様がトップランナーとして、工事施工の円滑化等を進めていただけると、他の発注者にも徐々に浸透していくと思っております。設計変更の協議などについても、ガイドラインに沿った形で進んできているということを実感しているところではあります。そういった意味で、トップランナーの整備局様が前に進めていただけると、業界

全体が非常に良くなるなど思いながら、アンケートの整理等をやらせていただきました。今後ともよろしく願いいたします。

■適正な工期設定と休日確保について

(日本建設業連合会北陸支部)

1. 工事情報の明示について

適正な工期設定、工事施工の円滑化に向け、「工事設計審査・施工条件検討部会」、「施工条件確認部会」、「照査結果検討部会」、「工事・事業情報共有部会」、「工程調整部会」、「設計変更検討部会」等の会議体が設定されていますが、今回のアンケート調査結果では開催されている工事の割合は全体的に概ね59%程度となっており、昨年に続き、各現場まで十分に浸透しているとはいえない状況でした。発注者・受注者・設計担当コンサルタントの3者による各種会議の開催により、情報の共有、共通認識を持った事業（工事）の運営は必要と考えています。

また、建設業における「働き方改革」、「ワークライフバランスの充実」に向けた（時間外）労働時間の短縮は、「魅力ある職場としての建設業」、「担い手確保」のための喫緊の課題であり、適正な施工計画、4週8閉所を前提とした工事工程の共有を発注者側からも推進していただきたい。

今回のアンケートでは4週5閉所以下の工事が全体の13%（昨年19%、一昨年30%）であり確実に減少しています。閉所できない主な理由としては、「追加・変更工事において適正な工期変更がされていない、北陸特有の冬期間休止等の気象条件を加味した適切な工期が、発注時に設定されていない」等の意見があげられています。引き続き、発注時の工期設定の根拠となる稼働日設定、標準工程等の工事情報の明示が必要と考えています。

以上の結果を踏まえての要望事項ですが、

- ①大規模な施工条件・工法変更、設計変更を伴う工事においては、発注者・受注者・設計担当コンサルタントの3者による各種会議の開催をお願いいたします。
- ②適正な施工計画、4週8閉所を前提とした工事工程の共有をお願いいたします。
- ③発注時の工期設定の根拠となる工事情報の明示をお願いいたします。

2. 適正な工期設定並びに休日確保に向けた取組みについて

近年、若者が職業を選択するうえで、建設業が他産業に比べて劣る要因の1つに休日の少なさが挙げられており、生産性向上と働き方改革が求められています。そういった中であっても建設業界においては、週休2日制の確保もなかなかできていない状況となっています。

アンケート調査結果において、作業所閉所日を4週4閉所としている作業所が10%（昨

年6%、一昨年13%)で、4週8閉所の作業所閉所日が達成できている作業所は75% (昨年56%、一昨年43%)となっており、改善傾向にあります。

休日の確保を含む適正な工期設定は若者の就労定着化に必要な不可欠となるものと思っています。2020年10月1日に改正建設業法が施行され、官民工事を問わず、著しく短い工期による契約締結が禁止されました。また、当該改正に実効性を持たせた「工期に関する基準」が中央建設業審議会により策定されたところです。建設工事における適正な工期設定について、より一層明確になったものと思っていますので、現地監督員への周知徹底をお願いいたします。工事内容の追加等があった場合は、工期の変更について受発注者間の円滑かつ適切に協議が行えるように、引き続き、よろしくご指導をお願いいたします。

以上の結果を踏まえての要望事項ですが、

- ①改正建設業法等の現地監督員への周知をお願いいたします。
- ②工事内容の追加等の場合は、適切な工期変更に関する円滑な協議をお願いいたします。

(北陸地方整備局)

「大規模な施工条件・工法変更、設計変更を伴う工事における3者による各種会議の開催」については、北陸地方整備局では、「良くわかる工事円滑化推進会議」を作成・共有し、施工条件確認部会～設計変更等検討部会まで5つの部会について、必要に応じ特記仕様書に記載するよう事務所等に指導しているところです。部会のうち「照査結果検討部会」や「工事・事業情報共有部会」においては、必要に応じて受発注者に加えて設計担当者も参加して、設計内容と課題の共有、対応策の検討・決定、3者による情報共有など円滑なコミュニケーション確保に努めています。これら各部会は、受注者からの発議でも開催可能ですので、受注者の権利として発注者に遠慮する事なく活用をお願いします。

「4週8閉所を前提とした工事工程」については、適正な工期設定を通じて、長時間労働を是正するとともに、週休2日を確保することは、建設業の担い手を確保する観点からも極めて重要であると認識しています。「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」においても、受注者の役割として、長時間労働を前提とした不当に短い工期とならないよう、適正な工期で請負契約を締結し、予定工期内での完了が困難な場合、受発注者協議の上、適切に工期を変更することとなっています。受注者の責によらない天候や突発的な事象による工事一時中止があった場合は、工期の適切な延長を行うなど、週休2日が達成可能な適切な工期設定が不可欠と考えており、引き続きガイドラインの運用の徹底はもとより、必要な工期変更を適正に行うよう事務所を指導してまいります。

「発注時の工期設定の根拠となる工事情報の明示」については、北陸地方整備局では、条件明示チェックシートにおいて、影響を受ける工事の有無、関連機関等との協議状況等を特

記仕様書への記載と併せ確認可能となっており、さらに用地、安全対策、工事支障物などの課題の有無や解決時期などの施工条件も明示しています。また、「工程調整部会」において、受発注者が、工事工程、クリティカルパスを共有する会議も設定しています。

「改正建設業法の現地監督員への周知、工事内容の追加等の場合は、適正な工期変更に関する円滑な協議」については、北陸地方整備局では、令和3年度より、原則全ての工事を発注者指定型で発注することとしており、令和6年の週休二日完全実施に向け全国に先駆けて適用拡大を図っており、監督職員にも浸透してきていると考えます。一方、工事の進捗とともに工事内容に追加が発生したり、地元協議の結果等で土日作業を余儀なくされる場合など、施工条件が変化する場合でも週休2日が確保出来る適切な工期延期が不可欠であり、引き続き事務所を指導してまいります。この場合、受注者の発議によって、工程調整部会を開催し、工期変更に関する協議を確実に実施する事が重要ですので、活用をお願いします。配付資料に関連する週休2日制の説明についての資料が載っておりますので、後程、見ていただければと思います。



(日本建設業連合会北陸支部)

適正な工期設定、工事施工の円滑化ということで、各種会議が設定されており、受注者も必要ときに必要な会議を開催できるよう、しっかりと声を上げていくように指導していきたいと思っております。

また、4週8閉所の閉所日が達成できる作業所が75パーセントまで上がってきており、2024年の時間外労働規制に向けて、もう一踏ん張りというところだと思っておりますので、これを100パーセントに持っていけるように、ご協力いただければと思っておりますので、よろしくお願いたします。

また、追加変更工事において適正な工期変更がなされていないということが、閉所できない理由になっておりますが、周辺の工事の追加など、いろいろな条件が絡んだときに難しくなってくるのだと思っており、そういったところにつきましても、我々も積極的に声を上げて、円滑にコミュニケーションを図っていただき、一つ一つ解決しながら、2024年に向けて100パーセント4週8閉所が達成できるよう、一緒に歩んでいきたいと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

■建設現場の生産性向上について

(日本建設業連合会北陸支部)

令和6年4月から建設業に適用される罰則付き時間外労働規制に向けて、建設現場における生産性向上や業務の効率化が業界全体に求められています。

昨年度と同様に日建連北陸支部会員各社へ「生産性向上等への取り組み」についてアンケートを実施し、42件の工事から回答がありました。

その結果の概要をご報告するとともに、結果を踏まえた要望事項を箇条書きにしましたので、ご確認をお願いします。

1. 各工事で取り組まれている生産性向上対策

生産性向上対策は、工事管理用統合ソフト81%(昨年55%)、電子小黒板79%(昨年62%)、タブレット端末62%(昨年72%)が多数の工事で活用されており、全体的な傾向として昨年と大きく変化していません。

その実施形態は、施工者の自由意志と回答する工事が多く、昨年と同様に施工者の自発的な取り組みとして、アプリケーションやスマートデバイスの導入を図り、管理業務の効率化を進めています。

一方、現場における生産性向上対策として期待の大きいプレキャスト部材の活用は昨年と同程度の14%(昨年13%)でした。

以上の結果を踏まえての要望事項ですが、

- ①特殊車両通行許可で運搬可能なプレキャスト部材の導入促進をお願いいたします。
- ②With コロナや移動時間の短縮に繋がるWEB会議の積極的な展開をお願いいたします。

2. 工事書類の簡素化・電子提出

工事書類の簡素化は、45%(昨年51%)の工事で進んでいるとの回答がある反面、さらなる簡素化を昨年と同程度の29%(昨年32%)で求めています。

簡素化を望む意見として、検査時確認事項の簡素化と電子化の両立、書類作成区分が不明確、受注者による協議書の発議などがありました。

以上の結果を踏まえての要望事項ですが、

①検査対象書類 10 項目の「検査書類限定型工事」の原則化と取組強化をお願いいたします。

②発注者の発議事項を明確にした「協議事項設定のあり方」の運用の徹底をお願いいたします。

3. 電子・紙での二重提出

電子・紙での二重提出がほとんどないと回答する工事が 57%（昨年 55%）、発注者から二重提出を要求されると回答する工事が 10%（昨年 8%）であり、引き続き、二重提出の解消と電子化に向けた取り組みの推進をお願いします。



（北陸地方整備局）

「プレキャスト部材の導入促進」については、北陸地方整備局管内で積極的にプレキャスト化を進めてきた結果、小型構造物の製品化と使用が一般化するとともに、大型構造物では、個々の現場条件により、仮設費用や経済性以外の効果も総合的に判断し、プレキャスト製品の使用が進んで来たところです。更なるプレキャスト製品の適用拡大を図るため、全国に先駆け、省人化・省力化や施工への影響、働き方改革への寄与度などの評価指標及び配点案を「北陸地方のプレキャストコンクリート製品活用事例」に収録し、令和3年7月に公表したところです。令和5年度のCIM設計の完全適用も踏まえ、土木用コンクリート製品設計便覧等に掲載するプレキャスト製品の三次元設計データがあれば、設計の効率化・省力化、ひいては製品の活用拡大など期待できますので、これらデータの整備について、二次製品業界や設計コンサルタント等とも連携して取組を進めたいと考えております。

「WEB 会議の積極的な展開」については、令和2年度、令和3年度の日本建設業連合会（本

部)との意見交換会についてもWEB会議で実施するなど、コロナ禍において、かなりの会議がWEBで行われており、着実に効率化が進捗していると考えております。引き続き、建設分野のDX（デジタル・トランスフォーメーション）を進め、受発注者双方の働き方改革に資する取組みを進めて参りますので、積極的な活用など日建連の協力をお願いします。

「検査書類限定型工事の原則化と取組強化」については、北陸地整では「検査書類限定型工事」の対象工事として、全ての工事が受発注者協議のうえ実施できるものとしており、施工能力評価型Ⅱ型は発注時に原則全ての工事を対象に取り組んでいるところです。工事書類の簡素化については、不要な書類作成をしない・させないように鋭意取り組んでいるところであります。建設分野のDXを進展させ、検査や日常的な協議・打合せなどがデジタル世界で行われることで、工事関係書類などの成果も自動的に完成し、二度手間なしを目指したいと考えており、実現のためにも現場の声を良く聞かせていただき、一緒になって改善を図って参ります。

「協議事項設定のあり方の運用徹底」については、北陸地整では、平成28年度に受注者・発注者からなる工事書類簡素化ワーキングを設置し、協議・提出に関する書類の簡素化等について検討してきました。令和元年度7月より入札契約手続きを開始する全ての工事を対象に、特記仕様書の「監督職員と協議する」といった表現方法は、発注者が発議すべき事項を明確にし、記載事項の「削除」も含め、「指示・提出・報告・承諾」として記載するように見直しをしています。引き続き、協議・提出に関する書類簡素化に向けて取組みを推進して参ります。

「二重提出の解消と電子化の促進」については、全ての工事において、監督職員及び受注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図ることを目的に情報共有システムを活用しているところです。書類については、「工事関係書類一覧表」により工事着手前に「発注者へ提出、提示する書類の種類」、「紙と電子の別」に関して「事前協議することとし、電子・紙での二重提出の防止に努めておりますが、引き続き「工事書類削減リーフレット」を活用する等、書類簡素化の徹底を図ります。

（日本建設業連合会北陸支部）

喫緊の問題であります令和6年4月からの罰則付き時間外労働規制につきましては、生産性向上というのは非常に有効な要素の一つです。また、生産性向上については、建設業界全体の環境をより良くするための要素でもあると思っておりますので、引き続き、ご指導とご協力の程、よろしくお願いいたします。

■建設キャリアアップシステムの活用状況について

(日本建設業連合会北陸支部)

昨年度より、建設キャリアアップシステムの導入・活用状況についてのアンケート項目を追加しました。結果の概要、展開状況は以下のとおりです。

- 1) カードリーダーが設置されていない工事が全体の1/3であり、昨年度と同等の結果である。
- 2) 元請事業者としての登録は昨年度と同様に約90%の工事で実施されていますが、現場・契約状況、施工体制まで登録している工事は全体の約60% (昨年度約55%) しかありません。
- 3) 事業者IDの登録状況：1次協力会社 (51% (昨年度33%))、2次協力会社 (43% (昨年度13%))、3次協力会社 (17% (昨年度6%))
- 4) 技能者IDの登録状況：1次協力会社 (48% (昨年度27%))、2次協力会社 (49% (昨年度12%))、3次協力会社 (13% (昨年度7%))
- 5) 技能者ID登録者のカードタッチ状況：

- ・カードタッチ率が70%以上との回答は全体の約30%
- ・約1/3の工事ではカードリーダー自体が設置されておらず、カードリーダーは設置されているがカードタッチがほとんど行われていない工事を含めると、全体の約40%の工事では活用されていない、という結果となっています。

要点としまして、

- ①キャリアアップシステム導入モデル工事の拡大をお願いいたします。
- ②国交省発注工事での導入義務化の時期の明確化と周知をお願いいたします。
- ③キャリアアップシステム導入メリットの明確化をお願いいたします。
- ④受発注者双方での説明会開催の推進、説明会録画の展開をお願いいたします。

(北陸地方整備局)

「CCUS モデル工場の拡大」については、北陸地方整備局では CCUS 導入に向けて令和2年度より CCUS 活用工事を試行しています。引き続き、モデル工場については順次拡大をしていくこととしています。

「導入義務化の時期の明確化と周知」については、建設キャリアアップシステム導入義務化の時期については未定です。

「導入メリットの明確化」については、建設キャリアアップシステム (CCUS) は、技能者の技能や経験に応じて適切な処遇改善につなげる仕組みです。「建設業界共通の制度インフラ」を目指しており、事業者や技能者の登録や利用は着実に増加しております。現場で技能

者がカードリーダー等を使える環境づくりとして、国交省においては、引き続き、公共工事におけるモデル工事等のインセンティブ措置の導入や経営事項審査での加点評価を推進してまいります。現場の就業履歴を登録するツールは多様化しており、カードリーダーへのタッチ以外にスマホによる顔認証や携帯電話による現場就業履歴の登録も可能となっております。また、厚労省の事業で、建設事業主団体向けになりますが、カードリーダーの購入等に係る経費を助成する取組も行っております。さらに、昨年7月より厚労省と連携し、建設業を希望する求職者への CCUS 登録企業への応募勧奨や登録企業に対して求人票の作成支援を実施しております。CCUS に事業者や技能者の情報が登録されていくことで、現場管理の効率化、安全関係書類へのデータ連携、建退共事務の効率化といったメリットにつながります。技能者の技能・経験に応じた処遇に向けた環境づくりとして、社会保険未加入対策に加え、標準見積書の活用による労務費・法定福利費の見積り尊重や建退共制度の適正履行、さらには CCUS の能力評価を企業独自の手当に反映する企業単位の取組の水平展開に力を入れて取り組んでまいります。CCUS の利用を技能者の処遇改善や業界全体のメリットにつなげていくためには、元請・下請・民間発注者を含めた発注者等、幅広い関係者が一体となって取り組むことが不可欠ですので、引き続きご理解ご協力をお願いいたします。

「説明会開催の推進、説明会録画の展開」については、北陸地方整備局では、CCUS の活用促進を図るため、管内の県、政令市、地元業界団体等を対象とした CCUS 北陸ブロック連絡会議を昨年10月に開催したほか、連絡会議構成員に加え地元建設企業を対象とした CCUS 活用現場見学会を昨年12月に開催したところです。引き続き、関係会議や説明会の場において、事業者及び技能者のメリットについてご理解いただけるよう、CCUS の活用促進に向けた取り組みを進めてまいります。また、国土交通省では、CCUS に関するあらゆる情報を集約した「建設キャリアアップシステム国土交通省ポータルサイト」を昨年12月に開設しておりますのでご活用下さい。CCUS に関する情報の一元化を図ったもので、このサイトから制度の概要やメリットの紹介のほか、現在取り組んでいる様々な事項をご覧いただけます。なお、建設業振興基金では、YouTube において「CCUS チャンネル」を開設しているほか、「CCUS サテライト説明会」を毎月複数回、WEB 会議形式で実施しておりますので、こちらもご活用下さい。

(日本建設業連合会北陸支部)

我々雇用者側もやはりまだまだ改善するところはあると思います。特に事業者ID、技能者IDとも、パーセンテージは上がっていますが、2次業者の上昇率が一番高く、1次会社のアップ率が逆に下がっている状況です。また3次業者はいずれも低いということで、全体的な底上げを図れるよう、我々も努力していかなければいけないなと思っております。カー

ドタッチ等についても同様と思っており、我々もいろいろと改善、対応をしていきたいと思っておりますので、ご回答いただいたような対策等の推進をよろしくお願いいたします。

■その他（遠隔臨場）

（日本建設業連合会）

遠隔臨場についてですが、これから10%の生産性向上を図るためには、例えば、鉄筋組立を10%たくさん組むというようなことは、現実的には難しいと思いますが、工事の全体業務の隙間を埋めるという意味では、例えば、鉄筋検査を金曜日の10時から予約している時には、大体、前日の3時までには組み終わっています。遠隔臨場は、コロナ禍においてかなり導入されてきましたが、例えば、監督員が事務所等におられ、今、検査に対応できますかといった連絡を取らせていただき、対応が可能であったとすれば、半日前倒しで検査ができてしまうということがあります。今の土木工事は、実は隙間がたくさんありますが、それをどうやって埋めていくかということがあります。そのために遠隔臨場を活用する、さらにDX等を活用し、カメラで鉄筋ピッチが細かく数字で表されるなど、そういうところを突き詰めていけば、相当、生産性も向上するのではないかと思います。民間会社でもいろいろ取り組んでいますが、発注者におかれてもリーダーシップをとって進めていただけると有難いと思っています。

（北陸地方整備局）

今のお話につきましては、本省主導で鉄筋をカメラで撮るとピッチまで全部出るというような試行工事を今年もやっていますし、来年度の対象工事についても検討しているところで、引き続き、効率的かつ時間ロスのないとよにということを取組みを進めておりますので、現場でのご協力をぜひお願いしたいと思っております。

（北陸地方整備局）

ご承知のとおり、DXが全省的に取り込まれており、産業革命的なことができれば良いと考えています。そのためには、当然、発注者側で持っているいろいろルールや権限といったものを根本から見直していかなければならないところもあり、だめなところも多分出てくることも考えられます。先ほど、遠隔臨場で行えば現地に行かなくてよく、便利だという話がありましたが、それだけではなく、先程お話があったように工程が短縮される、もっと言えば、立ち会いに関係する人が少なくて済むとか、プラスアルファの部分もたくさん出てくると思います。そこにDXをうまく組み合わせれば、検査自体の合理化、ひいては書類作成、完成検査の書類までがずっとシリーズで出来ていくといったことが、今後向かっていく方向だろうと思っています。当整備局でも、DXについて、そういった議論もしているところですので、ぜひとも業界の皆様と協力しながら、前向きに進めていきたいと思っています。ご

協力よろしくお願ひします。

(北陸地方整備局：松浦企画部長)

本日は貴重なご意見等をいただき、本当に有り難うございました。先ほど、お話しがあったように 10 年前と比べると格段に進歩しているのではないかと感じております。私も、10 年ちょっと前に北陸地方整備局に来て、そのときは公共事業予算も減っていく時代の中であり、先ほど、事業円滑化国債が設定されたという話がありましたけれども、予算が減っていく中で、いかに工事発注量を増やすかということで、細切れ、細切れにして発注していた時代に比べると、今は予算が増えて、人件費を増やしても良い時代になってきていると思っています。

週休 2 日については、時間外労働の上限規制の話もあり、皆様と良い方向での議論ができるということは、非常に有難いと思っています。現場の対応はまだまだだということもあるとは思いますが、こういった意見交換の場で、高みに向かって、担い手確保に向かっての議論を継続的にやっていくことが重要だと思います。忌憚のないご意見を聞かせていただきながら、本局、また現場も含めて、同じ意識のもとで仕事ができるように頑張っていきたいと思っていますので、各断面でご意見を頂ければ幸いです。本日は有難うございました。

以 上